

## 情報システムを学会等の IT サービスに供する際のガイドライン

### 1 本ガイドラインの目的

本ガイドラインは電気通信大学（以下、本学と書く）の構成員（全教職員、全学生）が本学の情報資源および資産を研究あるいは教育を目的とする学会及びそれに類する団体（以下、学会等と書く）の IT サービスに供する際に留意すべき事項をまとめたものです。

### 2 対象となる学会

本学の常勤の教員または職員が会員として加入している研究あるいは教育を目的とする学会及びそれに類する団体（以下、学会等と書く）において、当該教員または職員が会長等の責任者を有していることが必要です。

### 3 留意すべき事項

学会等の依頼により、本学の情報システムを学会等の IT サービスに供することは原則としてお控えください。ただし、本ガイドラインの決定以前より本学の情報システムを学会等の IT サービスに供しており、変更が技術的に困難である場合、もしくは学会等から強く要請があった場合、その旨を情報化統括責任者（以下、CIO と書く）に申請し、許可を得ることで、本学の情報システムを学会等の IT サービスに供することが可能です。

CIO の許可により本学の資源および資産を学会等の IT サービスに供する場合、以下の条件に同意する必要があります。

- ・学会等の IT サービスの運用における全責任は本学ではなく学会等が持つ。情報セキュリティインシデント等が発生した場合は学会等が責任を持ってその対応にあたる。その際、本学に対して、本学が必要とするすべての情報提供を行うこと。
- ・学会等の IT サービスを運用する情報資源および資産の運用管理は、会員である本学構成員が行う。本学以外の者がその情報システムの運用管理を行う場合は、その旨を CIO に申請し、許可を得る必要がある。
- ・学会等の IT サービスを運用しているとはいっても、本学の情報資源および資産の一部である。したがってその運用管理は、本学の情報セキュリティポリシーに則していかなければならない。
- ・本学の情報セキュリティを侵害する可能性がある場合は、CIO の判断により、学会等に断りなく運用を停止あるいは接続を遮断することができる。
- ・学会等の IT サービスの運用を終了する場合は、バックアップを取得した後、速やかにシステムを停止させ、CIO に運用が終了したことを報告しなければならない。